

9) 北里大学における個人情報保護への取り組みについて

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）が2005年4月から全面施行されました。本学では、個人情報保護の重要性を十分認識し、「北里大学における個人情報の保護に関する基本規程」を2005年3月に制定しました。

大学における個人情報とは、在学生とその保証人、卒業生、及び入学志願者に関する情報であって、氏名、生年月日、その他の記述等によって特定の個人を識別することができるものを指します。本学は、基本規程の定めるところにより、学生等の個人情報をこれまで以上に厳正な管理体制のもとで収集・保管・利用していくとともに、保有する個人情報が第三者に漏洩することのないよう、安全管理の強化に努めてまいります。

【本学の個人情報保護の取り組み概要】

1. 個人情報の収集制限

個人情報の収集は、以下の業務の範囲から収集目的を明確に定めて、目的の達成に必要な限度において行います。

<学生>

教務、学務、厚生、生活指導、就職活動・進路指導に関する業務

<保証人>

学業成績等通知、学費納入通知に関する業務

<卒業生>

卒業・成績・在籍等の証明に関する業務

<入学志願者>

入学案内等資料送付、入学試験に関する業務

<資料請求者等>

資料等発送、諸行事案内等に関する業務

2. 個人情報の利用及び提供の制限

収集した個人情報は、収集した目的以外には利用しません。ただし、本人の同意があるとき、法令に基づくときなどの場合には提供することがあります。

〔個人情報の利用目的〕

学生（現在及び過去の学生並びに入学予定者）及び保証人（ご父母等）の個人情報は、次のとおり、本学の教育研究及び学生支援に必要な業務を遂行するために利用します。

なお、利用目的を変更した場合は、本人に通知又は公表します。

(1) 学生の個人情報の利用目的

入学関係 入学志願者に対する選抜試験運営、入学手続、学生証交付

修学関係 履修相談・修学指導、学業奨励、研究活動支援、履修登録、教職等諸資格課程登録、授業・試験運営、成績処理、単位認定、進級・卒業判定、学位記授与、海外留学・海外研修

学籍関係 休学・復学・退学手続、転学部・転学科手続

学生生活 学生生活全般に関わる指導・助言、福利厚生施設の紹介、奨学生選考、奨学金交付・償還、定期健康診断、日常的な健康相談、課外活動支援、弔意・災害見舞、賞罰
進路関係 進路支援、求職登録、就職斡旋
施設利用 図書館、教室、情報施設、外国語教育施設、視聴覚施設、体育施設、駐車場、研修施設等
その他 各種連絡・通知、諸証明書発行、用具・備品等の貸与

(2)保証人の個人情報の利用目的

学生の修学指導に必要な連絡

3. 個人情報の適正管理

個人情報の適正な管理を行うため、学長、学部長、研究科長、事務長等が個人情報保護管理者となり、個人情報の改ざん、漏洩、紛失及び毀損を防ぐための安全対策を講じます。また、個人情報の処理を伴う業務等を外部に委託する場合は、個人情報の安全管理が図られる委託先を選定し、秘密保持契約等を取り交わすとともに適切な管理を実施します。

4. 自己情報の開示請求

学生本人は、本学が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。開示は、学生本人からの請求があり、適正な理由であると研究科長が判断した場合にのみ開示に応じます。

5. 個人情報保護に関する窓口

個人情報の開示及び訂正又は削除等の請求並びに利用・提供等を停止してほしいときなど、個人情報の取り扱いに関する相談及び苦情は、医療系研究科事務室で受け付けます。

6. 個人情報保護委員会

学校法人北里研究所理事会の下に北里大学個人情報保護委員会（委員長：学長）を置き、個人情報の保護に関する基本的施策等を審議します。